

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業（以下「委託事業」という。）を別添平成22年度健康資源・環境整備状況調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。ただし、第10条の規定に基づく収支決算の支出合計額がこの額を下回る場合は、収支決算の支出合計額を支払う。

内訳	区 分	金額（円）
	人 件 費	
	活動諸経費	
	消費税及び地方消費税の額	
	合 計	

（（注）委託先が免税業者の場合は、「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。）

人件費の対象となる労働者の状況

委託事業に従事する予定の全労働者数	人
うち新規雇用する予定の失業者数	人

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から平成23年3月31日までの間、委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業計画書(様式第1号、以下「計画書」という。)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第8条 乙は、計画書の内容を変更しようとするときは、事前に平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、仕様書5(6)の範囲内において、計画書に記載された消費税及び地方消費税の額を除く区分相互間で、いずれか低い額の20%以内の流用についてはこの限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。
2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。
2 乙は、前金払を受けようとするときは、平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。
(1) この契約に違反したとき。
(2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第

三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、乙は、第6条のただし書きの規定に基づき再委託を行った場合、再委託先が甲又は第三者に損害を与えたときは、同様とする。

(関係書類の整備及び保管)

第15条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成22年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸 守行

住所

乙 法人名

代表者職氏名

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業計画書

平成 年 月 日付で契約を締結した平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙様式）
- 5 その他

別紙（様式第1号関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
委 託 料		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
人 件 費		
活動諸経費（旅費）		
活動諸経費（需用費）		
活動諸経費（役務費）		
活動諸経費（その他）		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

（注）委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。

様式第2号（第8条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業変更計画書

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるように記載のこと。）
- 3 その他

様式第3号(第10条関係)

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業実績報告書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果(効果)
- 5 収支決算書(別紙)
- 6 従事した労働者の状況

本事業に従事した全労働者数	人
うち新規雇用した失業者数	人

平成22年度健康資源・環境整備状況調査業務委託仕様書に規定する「調査員採用状況報告書(様式第1号)」を添付のこと。

別紙（様式第3号関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	決 算 額	備 考
委 託 料		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	決 算 額	内 訳
人 件 費		
活動諸経費（旅費）		
活動諸経費（需用費）		
活動諸経費（役務費）		
活動諸経費（その他）		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

（注）委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。」

様式第4号(第11条関係)

平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業委託料精算払請求書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成22年度健康資源・環境整備状況調査事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第 5 号 (第 12 条関係)

平成 22 年度健康資源・環境整備状況調査事業委託料前金払請求書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成 22 年度健康資源・環境整備状況調査事業に係る委託料について、委託契約書第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也		
内訳	委託料	金		円也
	前金払受領済額	金		円也
	今回請求額	金		円也
	残額	金		円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。